

建指第1598号
令和7年2月6日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会長 殿

茨城県土木部長
(公印省略)

茨城県都市計画法施行細則の一部改正について（通知）

茨城県都市計画法施行細則（昭和45年茨城県規則第45号）の一部改正について、下記のとおり通知します。

つきましては、改正の内容をご了知のうえ、今後とも適正かつ円滑な手続きについて特段のご配慮をお願いするとともに、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

1 改正の理由

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正に伴い所要の改正をするもの
- (2) 開発行為（変更）許可済票について所要の改正をするもの

2 主な改正点

- (1) 都市計画法の一部改正により、同法の規定に基づく開発許可の申請に係る開発行為について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定への適合が必要となったことに伴い、その適合性を確認するために当該申請に係る規定を整備するもの
- (2) 開発行為（変更）許可済票（様式第12号）について、以下のとおり修正するもの
 - ① 事業主及び工事施行者の電話番号の記載欄を削除
 - ② 規格（縦・横の長さ）を縮小

3 施行日

令和7年4月1日

お問合せ先
茨城県土木部都市局建築指導課 宅地担当
TEL：029-301-4732 FAX：029-301-4739
E-mail：kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp